

令和3年 第12回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第12回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年12月23日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年12月23日 午前9時30分				
	閉会	令和3年12月23日 午前11時10分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番18番	立迫 眞由美	席番19番	山迫 洋一		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	○
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	○
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 97 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 98 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 99 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 100 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 101 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 102 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。竹田委員・中之内委員・山下直樹委員より欠席の届け出がありましたので報告いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番18番、立迫委員と、席番19番、山迫委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので報告いたします。次の4ページ30番です。所在地・地目等は資料のとおりです。場所ですが、宇都中学校から中沖の方向へ200m行き右折、300m行き左折し二つ目の田です。譲受者は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、主に水稻・甘藷・人参等を栽培されております。機械は、コンバイン・田植え機・トラクター数台保有されております。〇〇さんは認定農業者です。自宅から車で10分の所にあります。あっせん価格は、田2,613㎡で一反あたり350,000円で総額900,000円でした。あっせん成立日は11月16日です。あっせん委員は、私宮脇と原田委員でした。報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、山下昭一委員の報告を3件、一緒をお願いします。</p>
委員	山下昭一	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。あっせん成立資料の番号31と32番は関連がございますので、いっしょに報告いたしたいと思えます。総会資料の14ページをご覧ください。〇〇さんの前段3044番1と3045番1の間に〇〇さんの3044番2があります。譲渡者は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さんと鹿児島市平川町にお住まいの〇〇さんです。譲受者は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。あっせん農地は資料のとおりです。場所は、県道柿ノ木・志布志線の尾野見郵便局より志布志方面へ300m行き県道尾野見・伊崎田線を500m行った左側に前段の畑があります。そこから300m行き市道を50m行</p>

った右側に一本松の畑があります。県道志布志・福山線沿いにうらしま釣具店がありましたが、そこから尾野見方向に 2.5km 行ったところに大段の畑があります。そこからさらに 800m 進み右へ 200m さらに右に 50m 行った右側に銭ヶ迫の畑があります。〇〇の法人事務所から大段・銭ヶ迫まで車で 15 分、一本松・前段の所まで 20 分のところにあります。〇〇は、主にピーマン・きゅうりを栽培しております。申請地にもピーマン・きゅうり・野菜を作付けする予定とのことでした。農機具は、トラクター 7 台・管理機 3 台・車 20 台を保有されております。あっせん成立日は 11 月 29 日です。あっせん委員は、池袋委員と私山下です。あっせん価格は、10 アールあたり 250,000 円でした。

次に 33 番を報告します。譲渡人は番号 31 番と同じく〇〇さんです。譲受者は、松山町尾野見にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。あっせん農地は資料のとおりです。場所は、県道尾野見・伊崎田線を尾野見より伊崎田方面へ 2.5km 行ったところに桃木公民館がありますが、その公民館手前 100m を左側 100m 行った左側に小水流の田があり、公民館からさらに伊崎田方向へ 200m 行き左へ 50m 行った右側に新村の田があります。〇〇より車で 10 分の所にあります。〇〇は、主に甘藷・水稻を栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことでした。農機具は、トラクター 4 台・田植え機 2 台・コンバイン 1 台・トラック 3 台・管理機 1 台を所有しております。あっせん成立日は 12 月 3 日です。あっせん委員は、番号 31 番と同じです。あっせん価格は、10 アールあたり 250,000 円でした。

次に 34 番を報告いたします。譲渡人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受者は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は資料のとおりです。場所は、尾野見郵便局より志布志方面へ 2 km 行き左へ 50m さらに左へ 700m 行った左側です。〇〇さん宅から車で 3 分の所にあります。〇〇さんは、両親といっしょに肉用牛 107 頭を飼育しております。申請地には飼料を作付けする予定とのことでした。農機具は、トラクター 4 台・防除機 1 台・車 6 台他に飼料作に必要な機械をほとんど所有しております。あっせん成立日は 12 月 4 日です。あっせん委員は、番号 31 番と同じです。あっせん価格は、10 アールあたり 320,000 円でした。以上報告を終わります。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。次に、柳井委員の報告をお願いします。

委員	柳井	10月の総会で依頼ありました〇〇さんの分ですが、現在進行中であっせん価格の金額の調整をしているところです。来月には報告出来ると思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、福岡 裕幸委員の報告を3件、一緒にお願います。
委員	福岡裕幸	まず、〇〇さんの分ですが、交渉を続けて参りましたがなかなか成立に至らず今月をもってあっせん活動を打ち切りたいと思います。 次に、〇〇さんの分ですが、こちらもなかなか条件と折り合いがつかず、これもあっせん活動を中止したいと思います。続きまして公益財団法人〇〇の分ですが、あっせんを出された段階で、既に、作物が植えられており現在耕作者と交渉中であります。引き続きあっせん活動を継続したいと思います。以上報告終わります。
議長	萩迫	ただいま、福岡委員より〇〇さんと〇〇さんの土地について、あっせん打ち切りの報告ありましたが報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、私の関係分について、報告します。 11月16日、農業者年金加入推進活動表彰を受賞しましたので報告のため、農業者年金推進部長と6名で市長及び副市長に表敬訪問をしました。 11月17日、令和3年度志布志市農業者年金受給者会志布志地区グラウンドゴルフ大会に出席しました。 11月18日、令和3年度大隅地区農業委員等研修会が大崎町中央公民館で行われました。 11月19日、令和3年志布志市農業者年金受給者会有明地区グラウンドゴルフ大会に出席しました。 12月3日、令和3年志布志市農業者年金受給者会松山地区グラウンドゴルフ大会に出席しました。 次に、日程第4、議案第97号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、19件の申請でございます。まずは、6ページ、番号132番を審議いたします。番号132番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。

会場	〇〇さんの、入室を許可いたします。 (〇〇氏 入室)
議長 萩迫	それでは、事務局より説明を求めます。
農地係長 竹之内	それでは議案第 97 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 132 番について説明申しあげます。議案書は、6 ページです。まず、譲渡人は志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん 72 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 70 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 781 m ² です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないことから、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。今回の申請地の場所でございますが、ラーメン秀から市道宇都鼻・西下 1 号線を南へ 240m 進み、右折し、同市道を 70m 進み右折し農道を 80m 進んだ右手にあります。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 15 ページのとおりでございますが、申請地には飼料を作付けするとの事であります。通作距離は、自宅から約 2 km とのことです。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 以上で、番号 132 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
委員 井久保	〇〇さんは酪農か牛をされてるんですか。
要請者	牛は飼ってはなかったんですけど、父が削蹄をしていた関係でいろいろな農家さんに牧草を作っていたところなんです。
議長 萩迫	他に、ございませんか。ご意見もないようで ございますので、ここで、要請者の〇〇さんは、退席を お願い します。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場	(〇〇さん 退席)
議長 萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 133 番を審議いたします。番号 133 番は、吉野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の 規定により、ここで吉野委員には、退席をお願いします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の説明をお願いします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号 133 を報告いたします。譲渡人は、鹿屋市名貫町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 73 歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 73 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志福山線にある安楽大迫橋から有明庁舎へ向かう県道 523 号志布志・有明線を 1.2km ほど西へ進んだところから南へ 200m 進み左側にエース総合運輸があります。さらに南へ進み一つ目の十字路を直進し 100m 先を右折 800m 先の正面に 6 筆が ございます。譲受人宅からは車で 3 分以内のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり奥様と二人で米・蕎麦・甘藷を主に栽培しており、申請地にも蕎麦・果樹イチジクを作付けする予定とのことです。トラクター・耕運機・コンバイン・防除機・摘採機を保有されております。取得する農地の周囲は、畑作地帯であり農薬の使用方法については地域の防除基準に従いますとのことです。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ ます。また、周囲の状況からも支障はないと思われ ます。ご審議方よろしく お願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見 ござい ませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないよう ございますので、お諮り します。これを認めることにご異議 ござい ませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可 します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	次に、7 ページ、番号 134 番を審議 いたします。番号 134 番と番号 135 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思 いますが、ご異議 ござい ませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、井久保委員の説明を2件いっしょにお願いいたします。
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案 97 号番号 134 番及び番号 135 番を報告いたします。まずは、番号 134 番の譲渡人は、福岡県福岡市中央区六本松〇丁目〇番〇-〇〇号にお住まいの〇〇さん 82 歳です。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さん 65 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、山宮神社前から中宮方面へ伸びる安楽線を南下しますと志布志安楽郵便局を過ぎたところに、大隅グリーンロードと交わる交差点があります。その交差点を右折、すぐ次の交差点を左折ですが目印として安良弁当屋さんの販売所が角にあります。そこを左折し約 300 m ほど南へ進みますと東九州自動車道下のトンネルのところに出ます。そのトンネルを通り過ぎてすぐ右側の畑が勢園 887 番 1 の畑です。甘藷収穫後の畑で耕運がなされておりました。東九州自動車道下のトンネルを潜らずに手前を東九州自動車沿いに右折して道なりに進んでいきますと山の中を道路が下ってきますが、さらに道なりに行きますと田園地帯に出て視界が広がってきます。最後の民家を右手に見た場所から約 200m ほど進みすぐ左折し 50 m 進んだ左手の田が小井手 1083 番 5 及び小井手 1084 番 1 です。1 枚の田になっておりました。綺麗に耕運がなされております。譲受者宅からは約 6.5km 車で 10 分から 15 分の距離です。</p> <p>次に番号 135 の譲渡人は、愛知県西尾市巨海町上縄〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 80 歳です。譲受人は先ほどの番号 134 と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、先ほどの小井手 1083 番 5 の北側に隣接する田が小井手 1083 番 4 の田で、その田から北側に 100m 進んだ農道左手の田が字水神松 1058 番 4 の田になります。いずれの田畑も親戚間の贈与受贈になります。譲受者宅からは約 6.5km 車で 10 分から 15 分の距離です。</p> <p>〇〇さんは、元市役所職員で週 1 から 2 回ほど教育関係の仕事にパートで従事されておりますが農業を兼業とされております。〇〇さんは水稻及び甘藷作付けを計画されておりトラクター 1 台を保有されておりますが、自走式田植機・コンバインについてはリースを計画されておりました。農作業従事日数は 250 日であり、権利取得後の農地面積が 5,420 m²となります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 134 番につきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、135 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、136 番を審議いたします。橋口委員の説明をお願いします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号 136 を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇団地〇号棟〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、株式会社さかうえよりこまみず商店方向へ 900m 進み右側にあります。譲受人宅からは車で約 5 分の所にあります。〇〇さんは土日を利用して農業されております。甘藷を主に栽培しており申請地にも甘藷を植え付けするとのことです。譲受人宅からは 304m のところにあります。〇〇さんは、妻と二人で蕎麦・甘藷・水稻を栽培されており、申請地には、蕎麦・甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具はトラクター・つるきり機・掘り取り機を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号137番を審議いたします。 吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号137を報告いたします。譲渡人は、申間市大字大矢取〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん71歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん68歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、出水中学校区の大川内集落の中の公民館の前を120mほど進んだところの三叉路を右へ400m行ったところの水田2枚です。〇〇さんのところから15から16分のところにあります。〇〇さんは、夫と二人で甘藷と水稻を栽培しており、申請地にも普通水稻を作付けする予定とのことです。トラクター1台・田植機・バインダーを保有されています。特に集落の方から勧められて買ったとのことでした。以前借りて耕作をしていたところでございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号138番を審議いたします。安楽委員の説明をお願いします。
委員	安楽	会長より依頼のありました番号138を報告いたします。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん43歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道3号線を申間方面へ向かい倉園集落入口の三叉路を左折し、50m進んだところの十字路をまた左折し300mほど進むと倉園集落公民館があります。そこから西へ約300m行ったところの左手道路下の田んぼ3枚になります。現在は3年ぐらい何も耕作されていない状況でありました。譲受人宅からは約5分のところにあります。〇〇さ

		<p>んは、認定農業者であり母親と二人で主に青果用甘藷を作付けされております。申請地には水稻を作付けするとのことでした。またトラクター3台・ハーベスター2台・つる切り機1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に、番号 139 番を審議いたします。宮脇 茂樹委員の説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号 139 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 73 歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇 〇〇団地〇〇号にお住まいの〇〇さん 40 歳です。親子間の贈与受贈になります。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、県道 63 号福山・志布志線の伊崎田小学校から東へ 3 km ほど行きますと川路集落に出ますが、そこから東方向へ坂道を登ると中野集落に出ま。その坂を登りきったところから右折し 400m 程進んだところの右に 2 筆ともあります。本人宅から車で 10 分以内のところにあります。〇〇さんは、父親から申請地の畑を借りて奥さんと二人でイチゴ栽培をしてきておりこれからも申請地でイチゴ栽培を続けるとのことでした。また、トラクター 2 台・軽トラ 2 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9ページ、番号140番を審議いたします。 立迫委員の説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号140を報告いたします。譲渡人は、福岡県糸島市加布里〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん71歳 東京都町田市藤の台〇丁目〇番〇-〇〇号にお住まいの〇〇さん73歳です。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん72歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、贈与と受贈になります。申請地の場所は、伊崎田鍋に点滅信号があります。そこから有明大橋方面へ50m進んだ右にあります。譲受人宅からは車で1分のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人で甘藷・大麦若葉を主に栽培しており、申請地には、大麦若葉を作付けする予定とのことです。また、耕運機1台・軽トラ1台を保有されておりました。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号141番を審議いたします。同じく、立迫委員の説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号141を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇鍋集落にお住まいの〇〇さん72歳です。譲受人は、同じ集落にお住まいの〇〇さん76歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、贈与と受贈になります。申請地の場所は、先程の伊崎田鍋の点滅信号を、有明大橋方面に60m進んだ左になります。譲受人宅からは徒歩で1分のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人で水稻・野菜・飼料草を主に栽培しており、申請地にも野菜を作付けされるとのことです。また、耕運機1台を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審

		議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 142 番を審議いたします。吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 142 を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん 81 歳です。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 72 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明庁舎の裏側の市道を西側へ行くと猜ヶ宇都集落があります。その猜ヶ宇都公民館斜め右側の農道を進んで行った突き当たりで公民館から直線で 200m 以内のところでございます。〇〇さんは、息子が認定農業者であり息子夫婦と親子 4 人でイチゴを主に栽培されております。ここは、イノシシが来て借り手がいないところで、荒れない程度にトラクターをかけてあったところであります。トラクターを持っております。イノシシの害に合わないような作物を作らなければならないと話をしたところでもございます。いところによる無償の譲渡でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまゝ。また、周囲の状況からも支障はないと思われまゝ。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。つぎに、10 ページ、番号 143 番を審議いたします。番号 143 番と番号 144 番は、関連があるため、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、上野委員の説明を 2 件いっしょにお願ひ

<p>委員 上野</p>	<p>します。</p> <p>会長より依頼のありました番号 143 と番号 144 を報告いたします。自作地の相互の交換ということであります。まず番号 143 の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 69 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りであります。申請地の場所は、有明中学校がありますがその正門の前の道路を通山方面に約 1.5km 行きますと、道路二股に分かれており右側に行きますと肆部合方向に、左に行きますと通山方向に行くわけですが、その二股のところを左側へ約 50m 行った左手にあります。本人宅からは約 3 分のところであります。〇〇さんは、認定農業者で夫婦で米・肥料・生産牛 34 頭を飼育されております。申請地には牧草を作付けする予定とのことであります。また、トラクター 4 台・ロールベアラー 1 台・ロールキャスター 1 台・普通と軽トラックを 1 台ずつ保有されております。</p> <p>次に 144 番を報告させていただきます。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん先ほどの方です。譲受人も有明町野井倉の〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、先ほど言いました二股に分かれたところを左側の方に行って 100m 先に行った左手にあるところであります。本人宅からは、約 5 分のところにあります。〇〇さんは夫婦でイチゴ・水稻を栽培されております。申請地には、水稻を作付けするということであります。トラクターを 1 台保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 143 につきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めまます。次に、144 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 145 番を審議いたします。立迫委員の説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号 145 を報告いたします。譲渡人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 49 歳です。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りで、相手側の希望と規模拡大になります。申請地の場所は、野神にありますファミリーマートの信号を東に 1 km 進んだところに宇都鼻の交番があります。そこの手前を右折し 800m 進んだ通路を左折したところにあります。譲受人からは車で 10 分のところにあります。甘藷一町歩・しきみ一町歩を主に栽培されており、申請地にはしきみを作付けされるとのこと。また、トラクター 3 台・軽トラ 2 台・草刈機 1 台を保有されています。〇〇さんは、農業の他に障がい者支援活動されており、畑の作業はその方々ともされています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 146 番を審議いたします。脇田 廣昭委員の説明をお願いします。
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼のありました番号 146 を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市与次郎〇丁目〇番〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。お二人は兄弟でございます。申請理由といたしましては、贈与受贈でございます。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、市役所松山支所</p>

		<p>より県道 110 号線を泰野方面へ 3 kmほど進みまして市道豊留・中山線を右に入り 1 km 進んだ左側に位置します。譲受人宅からは、車で 2 分ほどのところにございます。〇〇さんは、認定農業者であり奥様と二人で生産牛 11 頭と甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けするとのことございます。また、トラクター 2 台・ダンプ 1 台・軽トラ 1 台・甘藷ハーベスター等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 147 番を審議いたします。福岡 裕幸委員の説明をお願ひします。
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました番号 147 を報告いたします。譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さん 90 歳です。譲受人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 63 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、親子間の贈与受贈になります。申請地の場所は、泰野にありますやっちくふれあいセンター前の県道を松山支所方面に 30mほど進んで右折し、田を右手沿いに約 700m進みますと〇〇さん宅が右手にあります。その自宅の手前 2552 番 8 と 2552 番 12 の畑があり、その隣に 2539 番 3 の田があります。さらに自宅より 150m進むと左手に 2502 番 1 と 2354 番 1 畑が道を挟んであります。その畑から道なりに 600mほど進んで突き当たりを右折し、さらに次の交差点を右折し 120mほど進むと左手に 2165 番 3 の畑があります。2365 番 1 の畑は、〇〇さん宅より約 280m ほど進んで左手に回り坂道を 110m ほど進んでさらに左折 120m 程進んだ右手の畑です。近くに霊園があります。譲受人宅から最も遠い畑で 5 分程度のところにあります。〇〇さんは、兼業農家であり夫婦で米と甘藷を栽培しており、申請地にも、米と甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター等の農業機械を保有してあります。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、12 ページ、番号 148 番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いいたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 148 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 84 歳です。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 53 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設があります。そこから宮下方面へ150m行き左折して200m先を左折し300m行ったところの左上の畑です。入り口は、急勾配で反対側から入るとのことでした。譲受人宅からは、10 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦と臨時雇用二人で甘藷6ヘクタール・人参2ヘクタールを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台・甘藷ハーベスター・人参ハーベスター・ダンプ・軽トラ各1台を保有されております。無償贈与となっておりますが、昨年まで〇〇さんが耕作をし今年とは別な人が耕作しており、〇〇さんは、昨年より畑を処分しておりましたが最後の一枚で今年の耕作者に譲渡相談をしたら断られ、〇〇さんに相談して譲り受けた次第です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 149 番を審議いたします。同じく、隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 149 を報告いたします。譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 40 歳です。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 31 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米所ありますが、そこから田之浦方面に 50m 行き市道大野・稲ヶ迫線沿いに入り 300m 先を左折して 50m 行ったところの左側です。譲受人宅の隣のところにあります。〇〇さんは、夫婦両親四人で生産牛 50 頭を飼育し申請地には飼料を作付けする予定とのことです。また、トラクター4台・田植え機1台・ダンプ・トラック・軽トラを各1台を保有されております。令和3年9月15日付けで5条許可が出ている農家住宅の残りの畑です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 150 番を審議いたします。番号 150 番は 14 ページまでまたがりまます。山下 昭一委員の説明をお願いします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号 150 番を報告いたします。報告の前に皆さんのところに農地法の資料があるかと思ひまますが参考にしてもらいたいと思ひまます。譲渡人は、鹿児島市千石〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の公益財団法人〇〇代表理事〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道柿木・志布志線の尾野見郵便局より、志布志方向へ 300m 行き県道を尾野見・伊崎田線を 100m 入った右側になります。19 筆すべてこの 1 箇所にあります。現在、松山黒石農場として 4 組 8 名の研修生が研修をしております。公益財団法人〇〇は、地域農業の担い手を確保・育成するための研修事業や、</p>

		<p>農作業受委託に関する事業を行っている法人で、農地所有適格法人ではありません。今回の申請地は、今までピーマン栽培の研修農場として利用権を設定して〇〇が借りていましたが、今回解約し、今後も研修農場として利用するため所有権移転をしようとするところです。</p> <p>農地の所有権を移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされています。農地法の第3条の第2項に、次の各号のいずれかに該当する場合は許可することができないとあり、今回の譲受人の〇〇は、法人の構成員が申請地を耕作するわけではないため、第1号の全部効率利用要件に該当しないものと思われます。しかし、第2項のただし書きに、第一号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときには、この限りではないとあります。</p> <p>政令で定める相当の事由は、農地法施行令の第2条に書かれております。第2条第1項のイに、その権利を取得しようとするものが法人であって、その権利を取得しようとする農地における耕作の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことの出来ない農事指導のために行われると認められることとあります。よって、農地法第3条第2項、ただし書きに言う相当の事由があると言えるので、例外的に許可できるものと思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第97号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第98号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。16ページ、番号22番を審議いたします。現地を調査された、上野委員の報告をお願いします。
委員	上野	議案98号番号22番について報告いたします。総会資料の16ページから19ページになります。調査日は12月7日 調査委員は、立迫委員・田尾委員それと私上野でした。事務局より1名の同行でした。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、霧島市国分下井〇〇

		<p>番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんのご主人さん〇〇さんでした。申請地の所在地・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りでございます。場所は、有明支所の正門を南の方に 400m 行きますと志布志・蓬原線がありますが、そこを右に道なりに 6 km行きますと初めての信号があり、そこをまた真っすぐ 1.6km 行きますと二つ目の信号機がありそお街道にぶつかるわけですけれども、右手に秀ラーメンがあります。そこの信号をまっすぐ行った右手にあるところです。除外目的は、駐車場です。車の展示場を広げるのに現在の駐車場が狭いためだそうです。雨水の排水につきましては、隣が畑のため土羽などして流れ込まないように指導をしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりがあるため、第 1 種農地に該当いたします。第 1 種農地の転用は原則不許可でございますが、許可できる場合の農業用施設、また集落接続施設に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 98 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第 6、議案第 99 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、18 ページ、番号 78 番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>議案第 99 号番号 78 について報告いたします。調査日は、12 月 7 日調査員は、山下 昭一委員・道山委員と私永屋と事務局より 1 名の同行がありました。総会資料は、20 ページから 22 ページになります。譲渡人は、鹿児島市東谷山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇 〇〇住宅〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇行政書士事務所の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周</p>

		<p>困状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。申請地の場所は、志布志市市役所本庁から北西方向に位置し県道志布志・福山線を有明方面へ進み大迫橋の先を左折県道志布志・有明線を市役所有明支所方向に進み、安楽上門公民館側へ左折およそ 40m進んだ右側になります。転用目的は、一般住宅です。排水は東側の道路沿いの既設の側溝へ流します。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号 79 番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いします。</p>
委員	道山	<p>議案第 99 号番号 79 について報告いたします。調査日は、12 月 7 日 調査員は、山下委員・永屋委員と私道山でした。譲渡人は、串間市大字大矢取〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく串間市大字大平〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所ですけれども、県道日南・志布志線を市街地から潤ヶ野方向へ進み、潤ヶ野小学校入口から市道潤ヶ野線を大川内方向へ進み、さらに市道大川内線へ入りさらに進むと大川公民館が出てまいります。そこから約 130m進んだ先に位置します。転用目的は山林です。周囲の状況は、譲受人の〇〇さんは、申請地の周囲にも多くの山林を所有されており、申請地にも杉を植林するとのことでした。また、山林の育成に対しては非常に熱意を感じる方でありました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの</p>

		意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、19 ページ、番号 80 番を審議いたします。現地を調査された山下 昭一委員の報告をお願いします。
委員	山下昭一	<p>議案第 99 号番号 80 について報告いたします。総会資料は 27 ページから 29 ページです。調査日は、12 月 7 日 調査員は、永屋委員・道山委員と私山下です。また事務局より 2 名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと志布志市志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、都城・志布志道路の志布志インターより志布志方向へ 50m 行った信号から北へ 300m 行き左へ 50m 入った右側です。転用目的は、建売住宅・道路・公園で、転用事由が高速道路の開通により交通の便が良くなった申請地付近は、住宅需要が旺盛であるため建売住宅 17 棟を建築し販売することで経営の安定を図るものです。なお、立会人の〇〇さんには 11 月定例総会で〇〇に対して各委員より厳しい意見があったことを伝え、これから計画どおり事業を進めるよう意見しました。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は畑・南側は公衆道路・西側は宅地です。申請地は 3,000 m²以上あるため開発行為許可と同時申請です。盛土を最高 1m50 cm 行い北側の公衆道路と同じ高さにし、西側・東側にはブロックを積み土砂等の流出を防ぎます。排水については、通路に水路を作り南側の水路に合流します。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第99号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第100号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農地係長	佐々木	それでは、議案第100号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号22の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。土地については議案書に記載のとおりです。場所については、前回令和3年11月22日開催の定例総会で説明のとおりでございます。今回の指名については、11月8日の現地調査のときに、立合者が急遽都合がつかなくなり実施できなかったため、今回改めて調査委員の氏名を行うものであります。現地調査は、3名で行うこととなっており、番号22につきまして、前回指名をしました、上野委員、立迫委員、田尾委員から山迫委員、福岡剛委員、春田委員で再度ご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第7、議案第100号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第101号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。

<p>事務局次長 中水</p>	<p>議案第 101 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 23 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和 3 年 12 月 28 日で、田が 2,167 m²、畑が 1,437 m²、樹園地が 7,214 m²の合計 10,818 m²となっております。所有権を移転する者は 5 人で、所有権の移転を受ける者は、法人 2、個人 2 の計 4 人となっております、全て売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 24 ページ、25 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、24 ページ、番号 36 番から、25 ページ、番号 40 番までと、23 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第 101 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、26 ページから 102 ページとなっております。まずは、議案書 26 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 12 月 28 日で、始期は令和 4 年 1 月 1 日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和 3 年 12 月 31 日となります。設定期間が、3 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 93,382.08 m²、畑が 145,729 m²で、樹園地が 257,854 m²で、合計しますと 496,965.08 m²となり、うち更新分は 80,462 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 142 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 29 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 113 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、27 ページから 82 ページの明細表をご確認ください。</p>

		<p>次に、利用権の転貸について、議案書 83 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 12 月 28 日で、始期が令和 3 年 12 月 31 日であります。設定期間は、5 年から 20 年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が 67,937.08 m²、畑が 43,791 m²、樹園地が 157,935 m²で、合計しますと 269,663.08 m²となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 24 名であります。詳細につきましては、84 ページから 102 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 101 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、27 ページ、番号 1 番から番号 2 番までを審議いたします。番号 1 番から番号 2 番までは、上野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の規定により、ここで上野委員には退席を お願いします。</p>
会場		(上野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。
会場		(上野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、28 ページ番号 3 番から、51 ページ、番号 66 番までを審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。続きまして、51 ページ、番号 67 番を審議いたします。番号 67 番は、山迫委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する

会場		る法律 第 31 条の 規定により、ここで山迫委員には退席を お願いします。 (山迫委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めること に ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで山迫委員の入室を許可します。
会場		(山迫委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、51 ページ番号 68 番から、82 ページ、番号 155 番までと、26 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ござ いませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 84 ページ番号 1 番から、102 ページ番号 27 番と 83 ページの総括表を審議 いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 101 号、農用地利用集 積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 102 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっ せん委員の指名についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局次長	中水	議案第 102 号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につ いて、説明します。議案書 104 ページをお開きください。 番号 30 の申出者は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さ んで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地 積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、立迫委員、垣内委員の指名をご提案いたします。

次に、番号 31 の申出者は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、吉野委員、竹田委員の指名をご提案いたします。次に、番号 32 の申出者は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、福岡 裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。

次に、番号 33 の申出者は、愛知県春日井市柏井町〇丁目〇〇番地 〇〇号にお住まいの〇〇さんで、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、隈元委員、池袋委員の指名をご提案いたします。

次に、番号 34 の申出者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、隈元委員、池袋委員の指名をご提案いたします。

最後に、番号 35 の申出者は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、脇田 廣昭委員、工藤委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定すること

会場 委員
議長 萩迫

にご異議ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第102号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。